

リンデンバウムいずみ

ホームヘルパーステーション運営規程

リンデンバウムいずみ

ホームヘルパーステーション



## リンデンバウムいずみホームヘルパーステーション運営規程

### (事業の目的)

#### 第1条

社会福祉法人いずみ会が開設するリンデンバウムいずみホームヘルパーステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護・第一号訪問事業・指定居宅介護及び指定重度訪問介護等の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士または訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態または要支援状態等にある利用者及び障害程度区分の認定を受けた障害者等に対して、常に適切な事業を提供することを目的とする。

### (運営方針)

#### 第2条

事業所の訪問介護員等は、要介護者等がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

- 2 事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って行うものとする。
- 3 事業の運営にあたっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、他の居宅支援事業者その他の保健、医療または福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

#### 第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 リンデンバウムいずみホームヘルパーステーション
- 二 所在地 秋田市泉菅野二丁目17番11号

### (職員の職種、員数及び職務内容)

#### 第4条

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 二 サービス提供責任者 5名以上  
サービス提供責任者は、利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画、第一号訪問事業計画、居宅介護計画及び重度訪問介護計画等の作成等を行うとともに、自らも指定訪問介護等の提供にあたるものとする。

三 訪問介護員等 20名以上

訪問介護員等は、指定訪問介護、第一号訪問事業、指定居宅介護及び指定重度訪問介護等の提供にあたるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に定める日及び12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
- 三 営業日及び営業時間以外にも、利用の申込みがあった場合には指定訪問介護、第一号訪問事業、指定居宅介護及び指定重度訪問介護等の提供を行う。

(主たる障害の対象者)

第6条

障害者総合支援法に基づく、指定障害福祉サービスの事業に係わる主たる対象者は身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病患者等とする。

(訪問介護等の内容)

第7条

指定訪問介護、第一号訪問事業、指定居宅介護及び指定重度訪問介護等の内容は次のとおりとする。

- 一 入浴、排泄、食事等の身体介護
- 二 調理、洗濯、掃除等の家事援助
- 三 生活等に関する相談及び助言
- 四 その他必要な日常生活上の世話

(利用料)

第8条

事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準、または市長が定める基準によるものとし、当該事業が法定受領代理服务であるときは利用負担として各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護、第一号訪問事業、指定居宅介護及び指定重度訪問介護等に要した交通費は、通常の実施地域から10kmまたはその端数を増す毎に200円とする。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者またはその家族に対して事前に説明した上で、同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条

通常の事業の実施地域は秋田市（河辺、雄和地区を除く）の地域とする。

(緊急時における対処方法)

第10条

訪問介護員等は、指定訪問介護、第一号訪問事業、指定居宅介護及び指定重度訪問介護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、すみやかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告するものとする。

(秘密の保持)

第11条

従業者は、在職中はもとより、離職後においても業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するものとする。

- 2 サービス担当者会議等において、利用者または家族の個人情報をを用いる場合はあらかじめ利用者または家族の同意を文書により得るものとする。

(苦情処理)

第12条

事業所は、提供した事業に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止のための措置)

第13条

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第14条

事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

る。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

#### (業務継続計画の策定等)

##### 第15条

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護、第一号訪問事業、指定居宅介護及び指定重度訪問介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### (衛生管理等)

##### 第16条

事業所は、事業所において感染症が発生、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

#### (損害賠償)

##### 第17条

事業所は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、すみやかに損害賠償を行うものとする。

#### (記録の整備)

##### 第18条

事業所は、設備、備品、従業者、会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 訪問介護計画・第一号訪問事業計画、居宅介護計画及び重度訪問介護計画その他その提供に関する記録を整備しておくとともに、その完結の日から2年間保存するものとする。

（指定居宅介護、指定重度訪問介護は、提供した日から5年間保存するものとする）

る。)

(その他運営にあたっての留意事項)

#### 第19条

事業所は、適切な指定訪問介護、第一号訪問事業、指定居宅介護及び指定重度訪問介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人いずみ会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成12年11月1日から施行する。

平成13年	4月	1日	改訂
平成14年	1月	1日	改訂
平成15年	2月	1日	改訂
平成16年	6月	1日	改訂
平成19年	4月	1日	改訂
平成19年10月	1日	改訂	
平成20年	3月	1日	改訂
平成20年	9月	1日	改訂
平成22年	4月	1日	改訂
平成23年	4月	1日	改訂
平成23年10月	1日	改訂	
平成23年10月14日			改訂
平成24年10月	1日	改訂	
平成25年	1月	1日	改訂
平成25年	4月	1日	改訂
平成25年	5月	1日	改訂
平成27年	6月21日	改訂	
平成27年	8月	1日	改訂
平成29年	4月	1日	改訂
平成29年	5月	1日	改訂
平成30年	3月	1日	改訂
平成30年	6月	1日	改訂
令和4年	5月	1日	改訂
令和6年	4月	1日	改訂



[別 表]

リンデンバウムいずみホームヘルパーステーション料金表

1. 指定訪問介護、指定居宅介護及び指定重度訪問介護の利用料  
厚生労働大臣が定める基準額

第一号訪問事業の利用料  
市長が定める基準額

2. 交通費

(1) 利用者の居宅が秋田市（河辺、雄和地区を除く）である場合

無 料

(2) 当センターとの距離が往復10kmまたはその端数を増す毎に200円

( 以 上 )